

子ども・子育て会議（第60回）意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
 認定 NPO 法人びーのびーの  
 奥山千鶴子

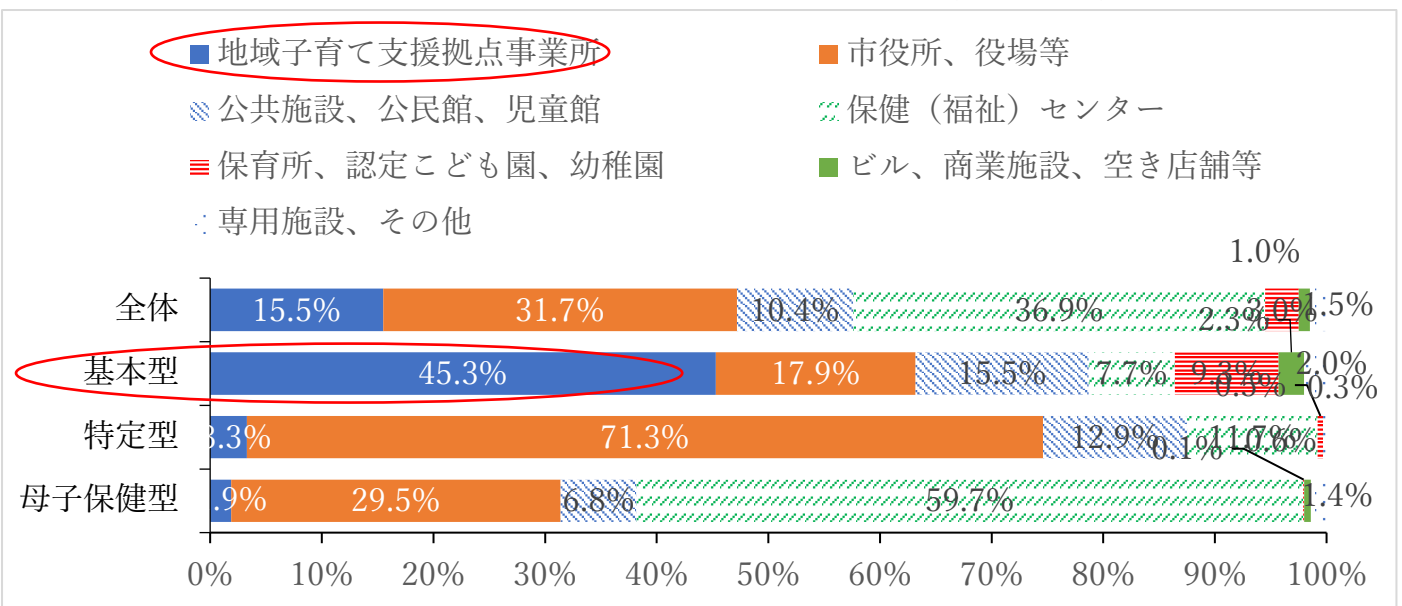
1. 一体的相談支援に関する市町村等のマネジメントの強化について（資料1, 2）

令和3年度の補正予算における、「母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援」にも示された通り、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を再編して一体的に相談支援を行う機関を整備するとされていますが、利用者支援事業基本型（保護者に身近な場所での相談・地域連携）や「かかりつけ」の相談機関として期待されている身近な相談支援及び支援のコーディネート体制については、利用者の立場にたった体制づくりが求められます。

資料2の市町村等におけるマネジメントの強化においては、利用者支援事業の母子保健型（子育て世代包括支援センター配置）と基本型（約半数が地域子育て支援拠点に配置）も含めた整理が必要です。また、一体的相談を行う機能を有する機関については、地域の事業に応じて、業務の一部をかかりつけの相談機関等に委託可となっておりますので、地域のこれまでの体制や取組を活かした運用をお願いしたいと思っています。

具体的には、利用者支援専門員（基本型）は、「子育て家庭に身近な場所において、子どもや保護者の相談に応じ、必要な情報及び助言を行うとともに、関係機関との調整、便宜の提供を総合的に行う事業」となっており、子育て家庭の選択に基づきサービスや事業を円滑に利用できるよう支援するコーディネート業務です。個別支援及び地域連携として支援先のコーディネートを行っており、母子保健型との連携も深まっています。以下、実施状況を参照ください。

利用者支援事業の実施状況 【実施場所別】 (令和2年度) (厚生労働省資料)



実施か所数：基本型 888 か所 特定型 394 か所 母子保健型 1,582 か所 (令和2年度)

また、普段から通い慣れた場所において、相談支援が行われることの機能については、以下のように整理されています。継続的な見守り（モニタリング）機能含め相談につながった家庭を包括的に支援しています。

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業（基本型）における利用者の個別ニーズの把握・相談対応状況に関する調査研究」より

○利用者支援専門員は、「身近な相談相手」であるとともに、「深い悩みを引き出す相談相手」や「詳細な情報の提供者」としての役割を有している。また、他の社会資源や当該地域子育て支援拠点へのつなぎを行い、必要に応じて同行や付き添いを行い、「社会資源への仲介者」としての役割を果たしている。

○地域子育て支援拠点に利用者支援専門員が配置されることで、利用者は日常の場（地域子育て支援拠点）と、利用者支援事業という悩みを話し解消できる場を「往還すること」を可能とし、拠点のもつ「寄り添い型支援」を強化されると考えられる。

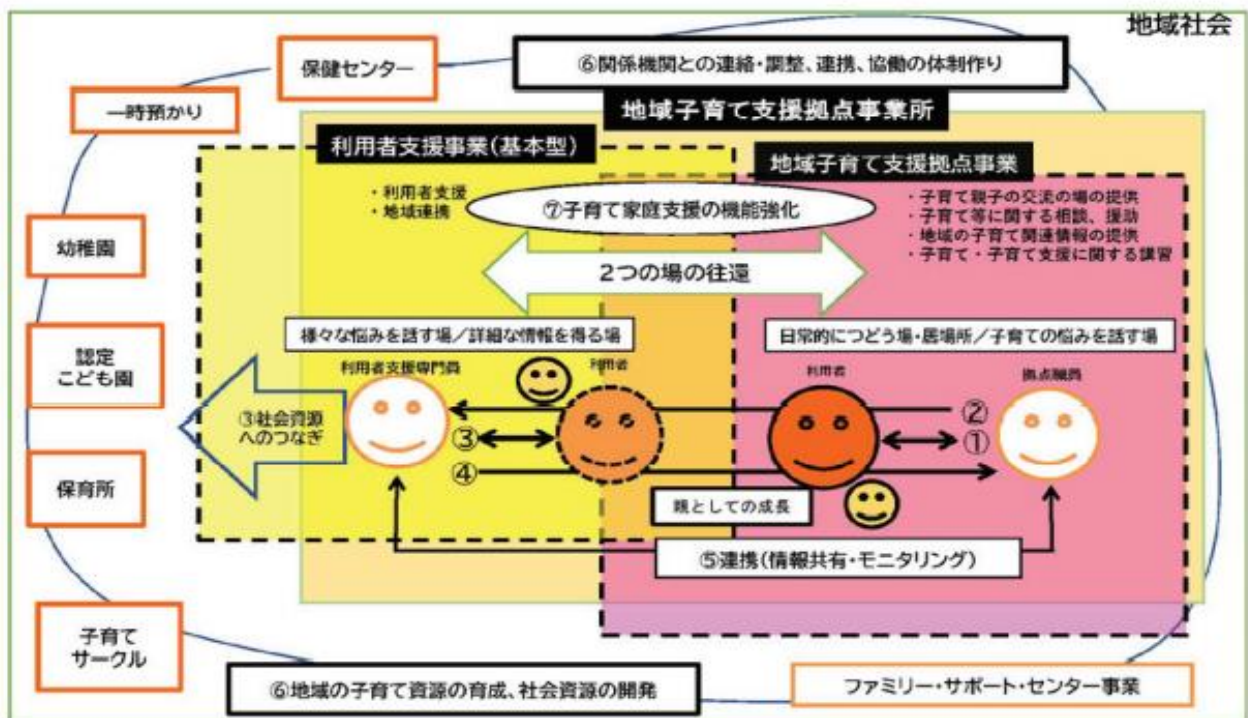


図 5-1 地域子育て支援拠点と利用者支援事業（基本型）における相談対応

## 2. こども家庭庁について

すでに丸2年、新型コロナウイルスの感染拡大により、妊娠・出産・子育てに大きな影響が広がっています。こども家庭庁に関しては、組織の再編集約にとどまらない、将来を見据えた大きな制度改革に期待したいと思っています。特定の人だけがサービスや給付を受ける現在の体制には限界が来ていると思います。出産費用の負担、出産前後の所得補償、就園前の子育て家庭への支援が十分でないこと、子育て中に時短勤務が難しいために発生する長時間保育、保育所や放課後児童クラブの待機児童問題、不登校等の子どもたちの学習機会の喪失など。こども家庭庁の所掌の範囲等が示されましたが、こどもをまんやかに、少子化対策、家族政策、労働政策等も含めた総合的な設計としていただきたいと思っています。

そして、なによりも大きな変革に伴う費用算出と社会全体の費用負担のあり方を検討したうえで財源を確保するなど、将来展望をしっかりと打ち出していきたいと考えます。